

下水道からのお知らせ

9月10日は「下水道の日」

下水道の日とは

1961年（昭和36年）、著しく遅れている我が国の下水道の全国的な普及（当時の普及率6%）を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、当時の下水道を所管していた建設省（現在の国土交通省）、厚生省（現在は環境省に所管変更）と日本下水道協会の前身団体が協議して「全国下水道促進デー」として始められました。

また、9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割である「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）が適当であるとされたことによるものです。

それから約50年が経過し、日本における近代下水道の基である旧下水道法が制定された1900年（明治33年）から100年を迎え、その記念行事が行われたこと、また、2001年（平成13年）が21世紀のスタートの年にあたることなどから、近年の下水道に対する認識の高まりもあり、より親しみのある名称として「下水道の日」になりました。

つないでいますか？下水道

公共下水道が整備され、供用開始の公示がされた地域では、「遅滞なく、下水を公共下水道に接続しなければならない（下水道法第10条）」と定められています。水洗化にして快適な生活環境を作りましょう。

下水道への接続は「幌延町排水設備指定工事店」に依頼して下さい。

排水設備を大切に

排水設備は、使用上の注意を怠ると、故障を起こしたり設備の寿命を縮めたりします。日頃から管理には十分気をつけて大切に使いましょう。

- ▽雨水はつながない。
- ▽排水口から異物を流さない。
- ▽トイレの使用後は適量の水を流す。

故障したら・・・

トイレがつまった場合は、市販の「ラバーカップ」を排水口のあたりで押し下したり引いたりして下さい。たいていの場合は、これで解決します（下図参照）。

その他、家庭内の排水設備が故障したと思われる場合は、水洗化工事をした指定工事店等に修理を依頼して下さい。

また、排水設備等で何か不明な点がありましたら、気軽に経済課管理グループまでご相談下さい。



お問い合わせ 経済課 管理グループ 電話 5-1116(内線252・267)・告知端末機 5-8816

特定疾患医療受給者証

ウイルス性肝炎医療受給者証

の更新申請手続きはお済みですか？

特	医療受給者証	
公費負担番号		
受給者番号		
住所		
氏名		
生年月日		性別
保険区分		
疾患名		
有効期間	～平成24年9月30日	
月額自己負担限度額	一医療機関につき 入院 円 外来等 円	
北海道知事		
交付年月日		

特定疾患医療受給者証の更新受付は

9月30日までです！！

10月1日以降は更新手続きができなくなりますのでご注意ください。
(新規申請の手続きが必要となります)

ここが

→「平成24年9月30日」

となっている方へ！！！！

ウイルス性肝炎医療受給者証（水色）をお持ちの方！！

書類を道庁（札幌）に送付して審査を行いますので、新しい受給者証がお手元に届くまでに時間がかかります。

申請に必要な書類など、御不明な点はお気軽にお問い合わせください。

稚内保健所

子ども・健康推進課 保健予防係

電話：0162-33-2417

住所：稚内市末広4丁目2-27